

事務連絡
令和2年5月11日

建設工事発注機関 各位

北海道労働局労働基準部安全課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえた
全国安全週間の対応について

労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜り深く感謝申し上げます。

令和2年度全国安全週間の実施については、令和2年4月13日付け基発0413第4号「令和2年度全国安全週間の実施について」により、その取組をお願いしたところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ、本年度については、全国安全週間の対応を下記のとおりとしますので、工事受注事業者等への周知等特段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

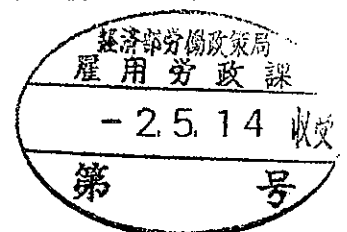
記

1 全国安全週間及び準備期間中に事業者が行う実施事項について

(1) 全国安全週間実施要綱の9(1)において、全国安全週間及び準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げていますが、その実施に当たっては、感染拡大防止についても十分留意することが必要であることから、同週間の周知に当たっては、その旨も併せて周知願います。

特に、実施事項にある、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」などについては、①密閉空間（換気の悪い密閉空間）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組むよう周知願います。

(2) 周知に当たっては、令和2年3月31日付け基安発0331第3号「新型コロナ



ウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（要請）」の記の2の職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストの活用を勧奨する等により、事業場の実態に即した実行可能な感染症拡大防止対策の推進を図っていただくようお願いします。

- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな情報が得られるたびに更新しているところであることから、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認いただくようあわせて周知願います。
- なお、本省が作成する全国安全週間のポスター・リーフレットにおいても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る情報を記載し作成しますので、別途送付します。

「担当：安全課 安全専門官（内線 3553）」